七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十二条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項 八　［略］	七　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二十九条第一項に規定する開示等の求めに係る措置に関する事項 八　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月一日）から施行する。

省　令

○厚生労働省令第七十六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月二十九日　厚生労働大臣　加藤　勝信

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則等の一部を改正する省令

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）

第一条　精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準）	（精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準）
第五条　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（(2)及び(3)において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）第一条の二第二項に規定する者	**第五条**　法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（(2)及び(3)において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号。以下「施行規則」という。）第一条第二項に規定する者
(2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した者。以下この号及び次条第一号において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第五項に規定する者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの (3)　学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第八項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)　（略） ロ～タ　（略） 二　（略）	(2)　学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。次条第一号イ(2)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）にあっては、修了した者。以下この号及び次条第一号において同じ。）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第五項に規定する者であって、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの (3)　学校教育法に基づく短期大学（専門職大学前期課程を含む。次条第一号イ(3)において同じ。）において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第八項に規定する者であって、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)　（略） ロ～タ　（略） 二　（略）
（精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準） **第六条**　法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第三項で定める者	（精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準） **第六条**　法第七条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定基準は、次の各号に掲げる養成課程の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一　昼間課程及び夜間課程　次の全てに該当するものであること。 イ　次のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。 (1)　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条第三項で定める者